

鹿児島県知事  
三反園 訓 様  
(県民生活局青少年男女共同参画課)

2016 (平成28) 年11月10日

鹿児島県児童クラブ連絡協議会  
会長 畠中 親徳  
事務局／青葉児童クラブ 霧島市国分重久 2105-1  
TEL/FAX 0995-45-7800

## 「条例」で定められた「基準」と「運営指針」に基づく、 学童保育の制度拡充と財政措置の充実に向けた要望書 ～私たちが求める学童保育の質的・量的拡充のために！～

御職におかれましては、日頃より学童保育（放課後児童健全育成事業）の充実、発展のためにご尽力いただき、敬意を表します。

学童保育を必要とする家庭は年々増加しており、利用したくても利用できない「潜在的な待機児童」は40万人以上と推測されています。保育施設では5年後に利用者ピークを予測しているところですが、保育待機児童問題は喫緊の事態となっています。学童保育においては保育施設に続いて6年後にピークと考えられているところですが、基準に基づく施設整備の遅れと、有資格指導員の配置が待遇の悪さもあり進まない、などの点から利用希望者を受け入れるにあたり、待機児童問題が顕在化する事態を生んでいます。

こうした中でも、共働き・一人親家庭等が増加するなかで、安全に安心して過ごすことのできる放課後の生活の場を求める保護者の願いはますます高まっています。学童保育（放課後児童クラブ）が、量的にも質的にも拡充されることは重要な課題です。

私たちは、学童保育の量的拡大・質的な拡充を図るためには、国や市町村が学童保育の実施および整備の公的責任を果たし、施設や職員や運営に関わる最低基準を定め、条件整備に必要な財政措置を図ることが欠かせないとして、国の制度の抜本的な拡充をくり返し求めてきました。

政府が推進する子ども・子育て支援制度の施行によって、学童保育については、国の制度、地方自治体の施策も大きく変わり、量的な拡大や、質的な拡充が期待されています。

しかし、公的責任において最低限必要な基準・水準を備えた学童保育として量質ともに整備をすすめること、十分な財政措置を図ることなど、課題があります。

児童福祉法では、市町村の責任が「利用の促進の努力義務」とどまり、省令基準は、施設の広さや、その他の運営に関する項目は市町村に任されています。また、財政措置では、市町村に3分の1負担がある制度は、市町村の学童保育に対する考えや方針、政策優先度などに大きく左右されている実態があります。また「総事業費の半額程度を保護者負担と整理」とする費用負担割合は、補助金の増加が保護者負担の増加となる実態があります。

指導員の「処遇改善」では、103万円の所得を越えられない実態が少なくない中、大幅な改善が必要になっています。しかし、市町村は負担に対応できず、改善が遅れています。

また、学童保育本来の役割が果されない問題も生まれています。生活の場としての専用室が確保されていない、「おおむね40人以下」という「支援の単位」は書類の上のみで、事実上は大規模学童保育が残されている、「放課後子供教室」との「一体化」、「5時から学童保育」で、それまでは「全児童対策事業」が容認されている、民間企業が行う塾や習い事との一体化など、生活の場としての学童保育を実現しがたい事例もあります。自治体における「放課後子ども総合プラン」による量的整備優先が背景にあるかとの危惧を抱くところでは。

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」や「放課後児童クラブ運営指針」で示された役割を果たすための条件整備を公的な責任で実現することが必要です。

また、指導員講師や、勤務日に開催される研修に出席する指導員の代替要員費用などの予算措置を行うことは認定資格研修の質と量を引き上げるために不可欠となっています。

つきましては、さらなる制度の見直しと質的拡充、必要な財政措置により、よりよい学童保育の制度・仕組みとなるように以下の点について要望いたします。

## 要望内容

一、「条例」で定められた「基準」と「運営指針」に基づき、制度の改善・拡充を図ってください。

### 1, 子どもの集団の規模―「支援の単位」と施設整備等について

生活の場としての専用室が確保されていない、「おおむね40人以下」という「支援の単位」は書類の上のみで、事実上は大規模学童保育が残されていくことが懸念されます。

- (1) 「子どもの人数」「専用室」「専任職員」は、一体のものであり、この3点の関係を明確にして、子ども一人ひとりにとって安全・安心な「生活の場」となるようにしてください。
- (2) 「児童数」の考え方を、「登録児童数」として明確にしてください。  
また、待機児童をきちんと把握して、市町村の整備計画を立てるように働きかけをしてください。
- (3) 「専用区画」というあいまいな規定ではなく、「専用室及び専用とする設備」として明確にしてください。また、広さは子ども一人当たり1.65㎡以上ではなく、学童保育の専用室と必要な専用設備も含めて一人当たり3.96㎡以上としてください。
- (4) 「支援の単位」は、固有の専用室で実施するものとし、「基本的な生活単位となる学童保育の集団の規模」として「30人以下」としてください。
- (5) 資格を必要とする指導員は、「支援の単位」ごとに1名以上ではなく2名以上としてください。
- (6) 児童数が19名以下の施設であっても専任の指導員を2名以上の配置としてください。

### 2, 支援事業計画の見直しについて

以下の点について、財政措置も含めた法制度上の課題の有無を検証し、必要な制度の見直しを行ってください。

- ・ 事業計画が、学童保育を必要とする家庭や子どもが安心して利用できるように整備する計画であるか
- ・ 市町村が実施主体として着実に学童保育の拡充に取り組む仕組みを構築されているか
- ・ 定められた学童保育の基準に基づき着実に学童保育の質的な向上を図っているか
- ・ 放課後児童クラブ運営指針に基づき学童保育の質的な向上を図っているか

3, 確実に学童保育に予算措置がなされるよう、十分な財政措置を講じてください。

## 二、「放課後児童支援員認定資格研修事業」について

各会場での実施状況（講師、時期・会場の設定、使用するテキスト、修了レポート等）調査を踏まえ、今後とも認定資格研修のあり方では現場の声が反映できる場をもってください。

- (1) 当面、すべての現任指導員が有資格者となることができるよう、計画的な研修となるようにしてください。また、市町村への援助、財政措置をはかってください。
- (2) 島嶼部、遠隔地、公共交通機関の状況等も考慮し、当事者の費用負担が軽減できるような措置等の配慮をしてください。
- (3) 「認定資格研修事業」を一般社団法人・鹿児島県児童クラブ連絡協議会への委託事業としてください。

## 三、指導員の処遇の改善、および保育内容の向上が図られるよう必要な措置を講じてください。

- (1) 指導員の処遇にあたっては、改善税法・社会保険料等の負担増を超えて、世帯所得で見ても改善となる賃金額を目標に、抜本的な処遇改善策を示してください。

- (2) 「支援の単位」ごとに複数の有資格者の配置をしてください。(資格を必要とする指導員は、「支援の単位」ごとに1名以上ではなく2名以上とすること)
- (3) 「資質向上研修」の体系化を進め、全ての市町村の指導員が参加できるよう必要な財政措置を行ってください。
- (4) 計画的に現任者研修ができるように「資質向上事業費」を一般社団法人・鹿児島県児童クラブ連絡協議会への委託事業としてください。

#### 四、保育料の減免に対する公的助成を図ってください。

- (1) 母子家庭・父子家庭等の経済的に厳しい家庭への保育料の減免制度を創設してください。  
あわせて、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」および「子供の貧困対策に関する大綱」に明記されている「特別な配慮」が実行できる制度や仕組みを作ってください。
- (2) 学童保育の優先利用に対する考え方と公的減免に対する考え方を示してください。

#### 五、学校と学童保育の連携を推進してください。

- (1) 学校関係者と学童保育関係者の相互理解が図られるよう連携を推進してください。
  - ・学校関係者と学童保育関係者の相互理解の機会や場を設けてください。
  - ・防災対策などについて、学校と学童保育との十分な連携が図られるよう手立てを講じてください。
- (2) 困難を抱えた子どもや家庭の支援をすすめるために、学校と学童保育の連携を図ってください。
  - ・要保護児童対策地域協議会などでの連携を推進してください。

#### 六、「放課後子ども総合プラン」においては、放課後子供教室事業と学童保育について、「同じ場所で同じ職員が子どもたちと一緒にして」行う「一体化」ではなく、それぞれの事業として実施するものとしてください。

- (1) 放課後子供教室と学童保育は、それぞれの目的・役割、活動や生活の内容、職員・大人の体制、子どもへの関わりが異なっています。二つの事業をひとつにする(同じ場所、同じ職員が対応する)「一体化」では、「共働き・一人親家庭等の子どもたちの毎日の生活の場を保障する」という学童保育の役割は果たせません。「一体化」ではなく、学童保育の拡充となるようにしてください。
- (2) 「一体型」や「一体化」などの表現は、市町村でも混乱の原因となっており、学童保育を「全児童対策事業」に一体化する動きを新たに生み出す懸念があるため、適切な表現にあらためてください。
- (3) 「放課後子ども総合プラン」にある「共通プログラム」の実施にあたっては、学童保育固有の生活が守られるような配慮をしてください。

#### 七、余裕教室などの学校施設を、学童保育の施設として活用できるように、効果的で具体的な方策を講じてください。

- (1) 学校施設(余裕教室や敷地内の場所)を、「毎日の生活の場」である学童保育の専用施設として活用できるよう、積極的な方策を講じてください。
- (2) 市町村教育委員会、学校関係者の間で、学童保育に対する理解を深める機会を設けてください。

#### 八、放課後児童クラブの運営に関して、「運営指針」に近づける検討の協力について

都道府県の役割は、“広域行政”の立場から 国の施策の具体化と県内の市町村の水準の維持・改善を行うことです。そのための検証と検討の場をつくってください。